

# 「岩手県県産木材等利用促進基本計画」素案の概要等

## 1 策定の経緯及び趣旨

岩手県県産木材等利用促進条例（平成 31 年岩手県条例第 55 号）（以下「条例」という。）が、平成 31 年 2 月議会で議決成立し、平成 31 年 4 月 1 日施行されました。

知事は、条例第 11 条の規定に基づき、県産木材等の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産木材等の利用の促進に関する計画を策定することとされています。

このため、平成 31 年 3 月に策定した「いわて県民計画（2019～2028）」の「長期ビジョン」及び同計画アクションプランの「政策推進プラン」の政策の考え方や方向を踏まえ、「岩手県県産木材等利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しようとするものです。

## 2 基本計画素案の概要

基本計画は、長期的な木材利用の将来を展望し、目指す将来像とその実現に向けて取り組む政策の基本方向を明らかにするものです。

基本計画素案の概要は次のとおりです。

<p style="text-align: center;"><b>はじめに</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 計画策定の趣旨</li><li>◆ 計画の期間 計画期間：令和元年度から 10 年度まで</li><li>◆ 計画の構成</li><li>◆ 計画推進の考え方</li></ul>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 木材をとりまく現状</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 国内の森林・林業・木材産業の現状</li><li>◆ 県内の森林資源の現状</li><li>◆ 県内の木材需要の現状</li><li>◆ 県内の木材需給の現状</li><li>◆ 県による公共施設・公共工事への木材利用</li></ul>
<p style="text-align: center;"><b>第2章 県産木材等の利用の促進に関する基本的な考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 県産木材等の利用の目標<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本県の豊かな森林資源を枯渇させることなく次の世代に継承すること</li><li>・ 再使用、再利用又は再生産が可能な木材を積極的に利用し環境への負荷を低減すること</li><li>・ 林業及び木材産業の健全な発展により本県の経済を活性化すること</li><li>・ 県民一人一人が森林と人のかかわりについて主体的に考え、積極的に県産木材等を利用することにより県民の豊かな暮らしを実現すること</li></ul></li><li>◆ 県産木材等の利用の促進に関する施策に関する基本的事項：7つの基本方向を設定 例：住宅その他の建築物及び土木施設その他の工作物における県産木材等の利用の促進</li><li>◆ 県産木材等の適切な供給の確保に関する基本的事項：3つの基本方向を設定 例：森林資源の循環利用を図るための森林の整備促進、 県産木材等の流通及び加工体制整備の促進</li><li>◆ その他県産木材等の利用の促進に関し必要な事項：5つの基本方向を設定 例：林業又は木材産業を担う人材の確保・育成、 児童生徒又は生徒の森林、林業及び県産木材等についての理解醸成の促進</li></ul>	
<p style="text-align: center;"><b>第3章 推進体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 県産木材等の利用推進機関の設置 行政、森林所有者、関係事業者等による（仮称）いわて県産木材等利用促進協議会の設置</li><li>◆ 岩手県公共施設・公共工事木材利用推進本部の活動 県が自ら整備する公共施設・公共工事において、具体的な取組方針等を決定</li></ul>	